

特定都市河川の 先行事例について

令和5年3月24日

福島河川国道事務所

1) 釈迦堂川流域の概要

- ・釈迦堂川は福島県須賀川市と天栄村の境にある鬼面山(きめんざん)(標高約1,021m)を源に、鬼面山から北に下り、龍生ダムよりほぼ東に進む。天栄村東部で隈戸川と、須賀川市と岩瀬郡鏡石町との市町境で江花川と合流し、北東に進んでいく。その後国道118号沿いに須賀川市内を東流し、須賀川市江持にて阿武隈川に合流する。外面川、江花川、稲川を合流し一級河川阿武隈川に合流する、幹川流路延長29.9km、流域面積307.8km²の一級河川である。
- ・その流域は、須賀川市、白河市、鏡石町、矢吹町、天栄村、西郷村、泉崎村を含む2市2町3村からなっている。



河川名	河川管理者
釈迦堂川	国土交通省 福島県
稲川	福島県
江花川	福島県
竜田川	福島県
隈戸川	福島県
外面川	福島県
簗ノ子川	福島県
後藤川	福島県
第二竜田川	福島県

2) 釈迦堂川流域水害対策検討会の設立について

開催目的・概要

- 令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水により、たびたび浸水被害が発生し、地元からも、治水事業・流域治水の取組の推進について要望がある釈迦堂川流域において、「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に釈迦堂川流域水害対策検討会を令和4年3月11日に設立。
- 第1回検討会では、釈迦堂川流域の地形的特性や被害特性、各市町村における既往洪水の被害概要や現在実施してる治水対策等について共有を図るとともに、流域治水の取組を更に加速させるため、特定都市河川についての検討など、対策の方向性を確認した。

第1回 検討会概要

- ▶日時：令和4年3月11日(金)
- ▶開催時刻：10:00~12:00
- ▶場所：WEB会議（福島河川国道事務所3F）
- ▶出席者
 - （委員長）日本大学 工学部 朝岡 良浩 准教授
 - （委員）須賀川市・白河市・鏡石町・矢吹町・天栄村
西郷村・泉崎村・福島県・福島河川国道事務所
担当課長29名が出席※
 - （※河川関係 都市計画関係 下水道関係 農林関係担当者が出席）
- ▶会議内容
 - （議事）釈迦堂川流域水害対策検討会規約（案）について
釈迦堂川流域の概要・経緯について
釈迦堂川における流域治水の展開
（日本大学 工学部 朝岡 准教授講演）
釈迦堂川流域の現状を踏まえた対策の方向性意見交換

主な意見

- 特定都市河川の指定に辺り、流域の住民、関係団体等への説明は必須であり、市町村毎、地域毎に説明会を行って頂きたい。
また、説明の際は、流域治水の概念、雨水貯留施設等のハード対策の効果をわかりやすく示してほしい。
- 雨水阻害行為の許可業務に関しする広報について、住民や関係団体等に説明を行い、理解を得た上で指定に向けた手続きを進めほしい。
- 許認可事務は、特定都市河川指定範囲が市町村を跨ぐこともあり、統一した技術的な判断基準が必要であるため、広域的な事務を行える国もしくは県で対応して頂きたい。

検討会（WEB会議）の開催状況



【WEB会議開催状況】



【委員長】日本大学 朝岡 良浩 准教授



【WEB会議開催状況】

3) 第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会開催について

開催目的・概要

- 釈迦堂川流域では、令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水でたびたび浸水被害が発生。そのため、令和4年3月11日に「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に有識者、国、県、流域7市町村を委員とした「釈迦堂川流域水害対策検討会」を設立。釈迦堂川流域を特定都市河川指定に向け、様々な検討を進めてきた。
- 第2回 検討会では、釈迦堂川流域の特定都市河川指定範囲（案）、浸水被害対策の基本方針について説明、雨水浸透阻害行為の許可事務概要について説明を行った。今回の検討会において、**委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」が得られた。そのうえで、指定のスケジュールを令和5年度中を目標とすることで共有した。**
- 特定都市河川指定に関する流域自治体の意見としては、**特定都市河川の指定は重要な取組であり推進して頂きたいと意見がある一方、丁寧な住民説明会や効果等についてPRを実施し、流域内の住民等に十分な理解を得られるよう配慮して頂きたいと意見があった。**

第2回 検討会概要

- 日 時：令和5年2月13日(月)
- 開催時刻：10：00～11：30
- 場 所：対面+WEB（須賀川市役所）
- 出席者（委員）
 - ・日本大学 朝岡准教授・福島大学 川越教授・川崎教授
 - ・須賀川市・白河市・鏡石町・矢吹町・天栄村
 - ・西郷村・泉崎村・福島県
- 福島河川国道事務所全34人中、31名が出席※
(※河川関係 都市計画関係 下水道関係 農林関係担当者が出席)
- 議 事
 - ① 釈迦堂川流域水害対策検討事項
 - ② 雨水浸透阻害行為の許可事務概要等
 - ③ 釈迦堂川浸水被害対策の基本方針
 - ④ 意見交換

検討会（WEB会議）の開催状況



<特定都市河川指定に関する意見>

【須賀川市】

- ・ 釈迦堂川の特定都市河川指定については、非常に期待している。
- ・ これまでに幾度となく浸水被害が起きている。市の対策としては、田んぼダム等貯留機能を向上させる整備を実施しているが、実際はそれだけでは対策が難しい。**特定都市河川指定により、流域治水の考えが流域全体に広がり、流域全体で対策を進めて行きたい。**

【白河市】

- ・ 流域治水の取組は重要な取組と認識し、流域の自治体と共に推進したい。
- ・ 釈迦堂川流域内の市民の土地利用に密接に関係することから、「河川指定の事前周知」の前に十分な時間を取って頂き丁寧な住民説明会を実施して頂き、市民の理解を得られるよう取り組んで頂きたい。

【鏡石町】

- ・ 鏡石町は阿武隈川沿川で現在遊水地の整備が進められている。それに加え釈迦堂川流域特定都市河川指定に該当する町である。**住民にいろいろ協力を頂くことが続いている状況だが、流域治水は必要取組だと思われるので、進めて頂きたい。**

【矢吹町】

- ・ 流域治水の視点・観点からも非常に重要な取組とっているので是非推進して頂きたい。
- ・ 住民・開発コンサル・住宅メーカー等に事前周知やPR（効果や必要性について）をしっかりおこなって頂きたい。

【西郷村】

- ・ 特定都市河川の指定は、特に支障が無いと考えているため、このまま進めて頂きたい。

【天栄村】

- ・ 流域治水は大変重要な取組と考えておりますので、是非進めて頂きたい。

【泉崎村】

- ・ 流域治水の取組は重要な取組と認識しておりますので、流域内住民等への説明と周知期間を設けて頂きたい。

4) 浸水被害対策の基本方針

釈迦堂川流域では令和元年東日本台風をはじめ、度々甚大な浸水被害が発生している。釈迦堂川は、河道の特性として阿武隈川との合流点付近の河床勾配が緩やかであり、かつ、洪水の特性として阿武隈川と概ね同時刻に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると釈迦堂川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定される。



- 本支川および上下流バランスや沿川の土地利用等を考慮しながら、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- 特定都市河川に指定することにより、これまで以上に対策を加速させることが必要である。



- 阿武隈川本川の洪水時の水位を低下させる対策として、河道掘削や遊水地整備を実施する。
- 釈迦堂川流域において、河道掘削や雨水貯留浸透施設整備等を実施し浸水被害の防止・軽減を図る。また上流域は、山林・田畑等が大部分を占めていることから、自然環境が有する多様な機能を活かした流出抑制や、貯留機能を持つ土地やため池等の保全を実施する
- これらの対策を実施することで、本川水位の影響を受けやすい釈迦堂川における背水の影響を低減するとともに、流域全体で治水安全度の向上が図られる。しかし、一部の氾濫や内水による浸水被害は残ると想定される。



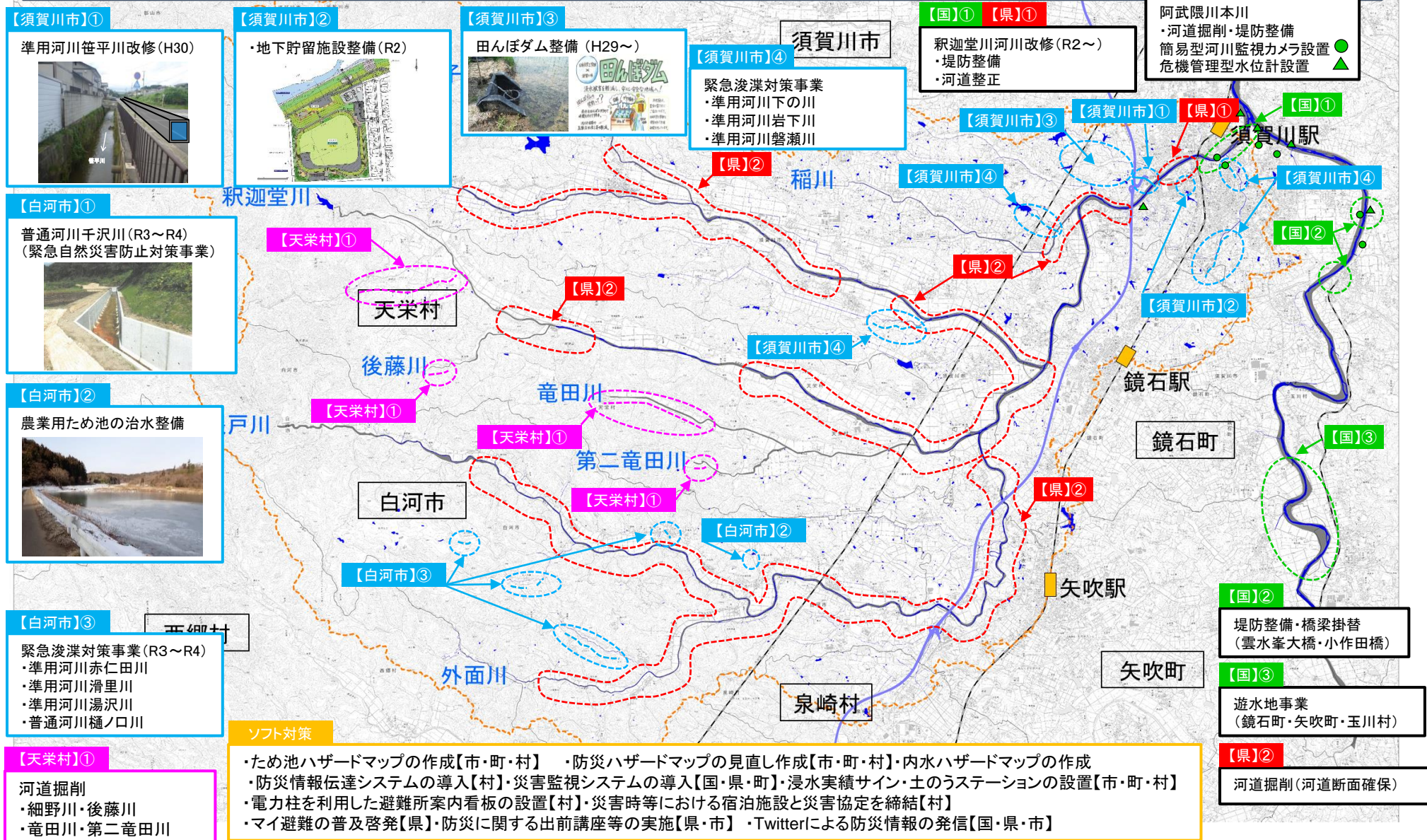
- 立地適正化計画等のまちづくり計画に基づき居住誘導区域内での防災指針を設定するなど、浸水リスクの低い市街地の形成等を目指すことで流域内住民の安全確保を図る。
- 支川や内水を考慮した複合的なハザードマップの作成・周知やマイ避難計画の作成など、実行性のある避難体制の強化を図る。



これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる

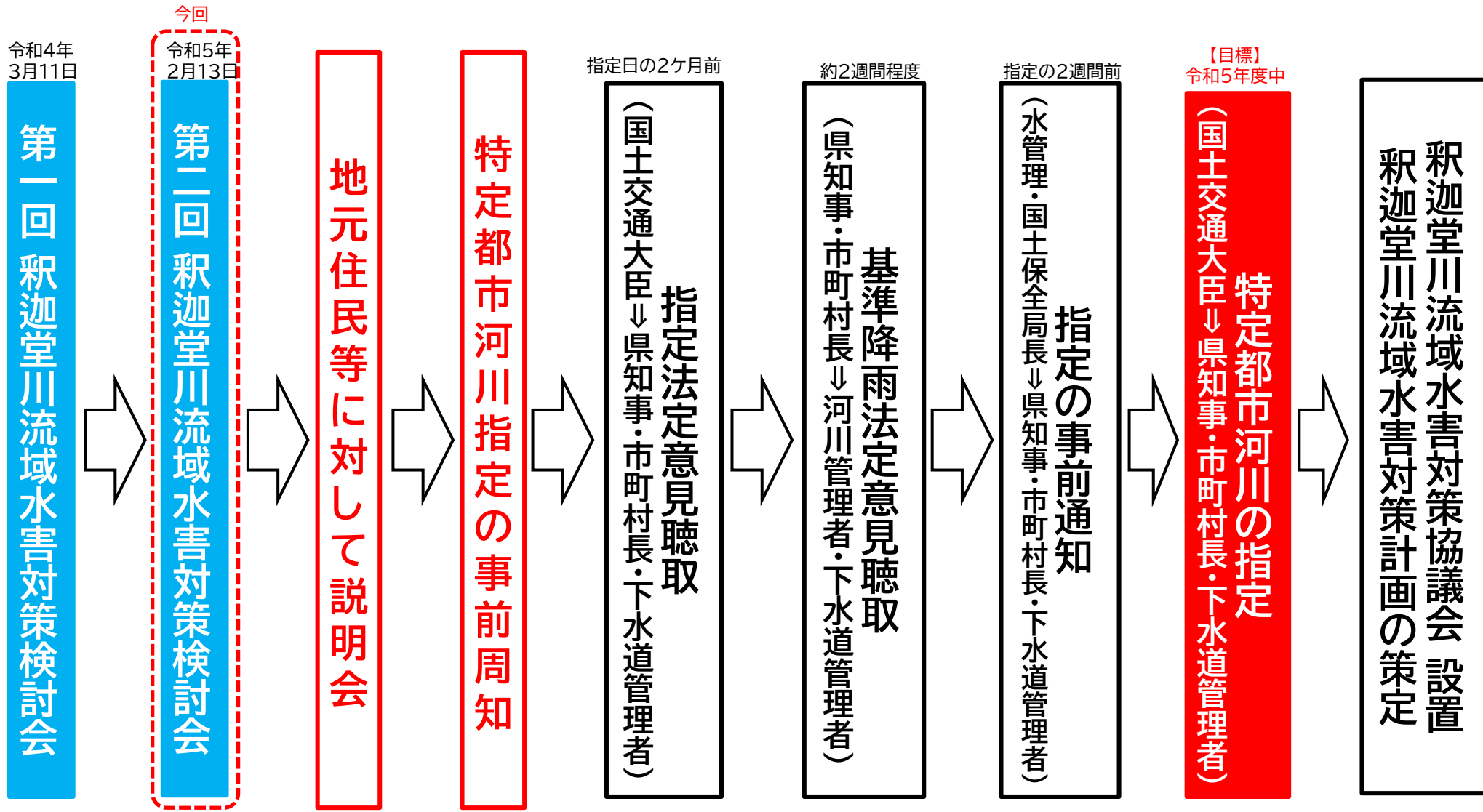
5) 釈迦堂川ブロック 流域治水対策取組位置図

阿武隈川本川や支川の改修を進めるとともに、災害リスクを考慮したまちづくりにより、釈迦堂川ブロックにおける浸水被害の軽減を図る。

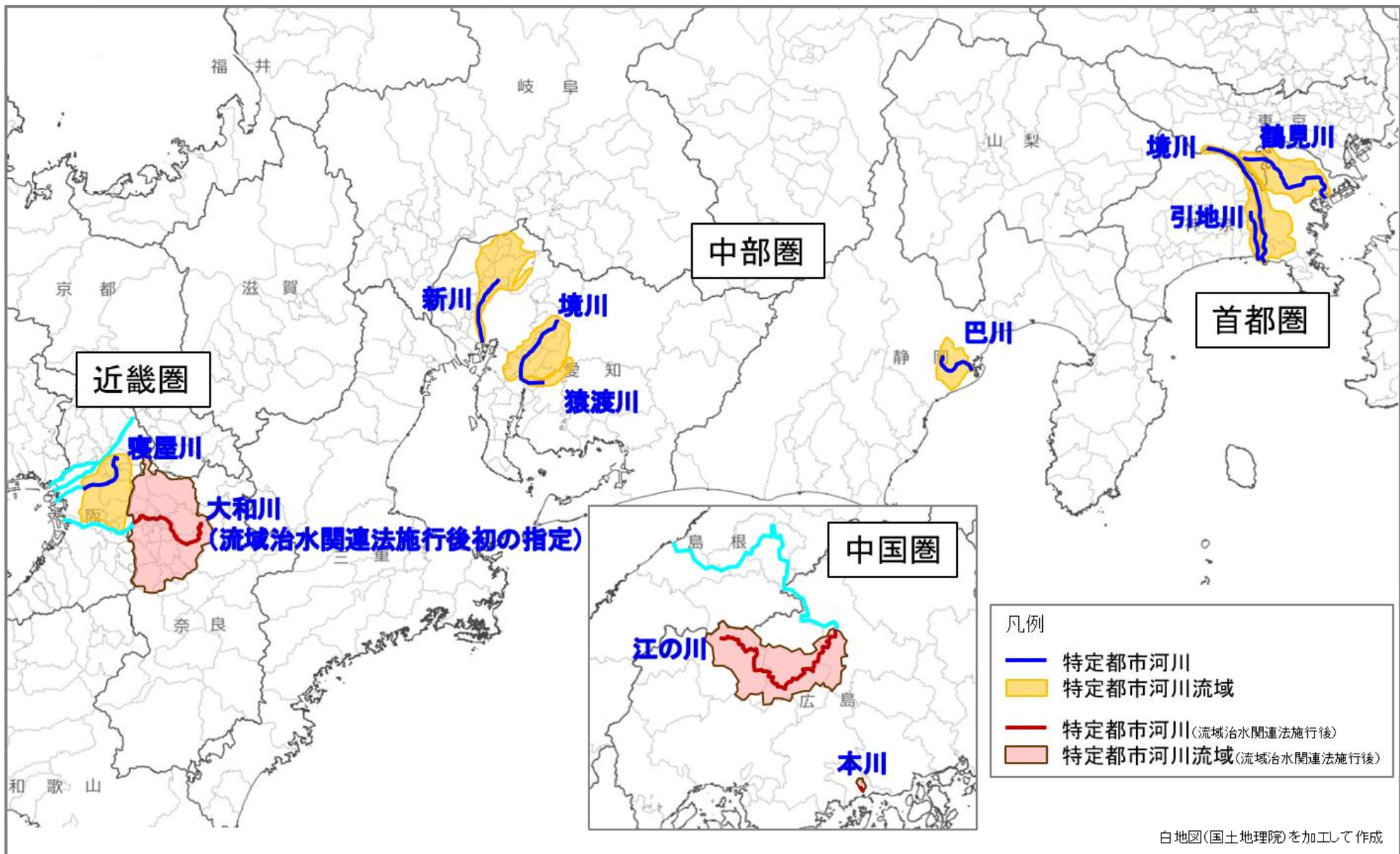


6) 釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた流れ

- 釈迦堂川流域を特定都市河川に指定に向けての手続きとして、下記の手順で進めて行く。
- 地元住民・企業等に向けた事前周知について、十分な期間を設けて周知を図る。



7) 特定都市河川の指定状況 (全国で11水系126河川が指定。(令和4年7月25日時点))



白地図(国土地理院)を加工して作成

8) 特定都市河川指定河川事例紹介(鶴見川流域)

- 鶴見川流域では、多目的遊水地(河川対策)や防災調整池整備(流域対策)等の流域一体となった総合治水対策を実施。
- 台風第19号の際、これら施設には約370万m³が貯留され、亀の子橋地点で約0.7mの水位低減

【防災調整池(流域対策)】



平常時

出水時(台風第19号)

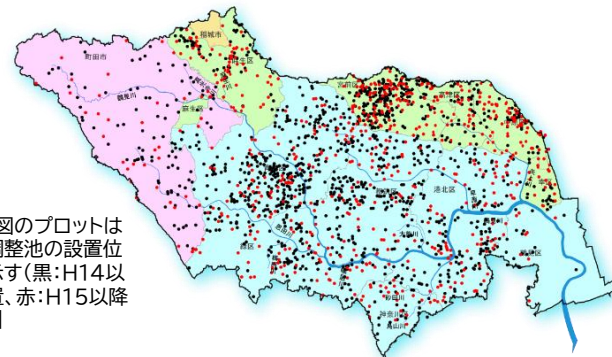
■ 台風第19号における鶴見川流域の効果事例

【事例】

- ・ 鶴見川は特定都市河川浸水対策法に基づき、河川対策、下水道対策、流域対策の一体的な総合治水対策を推進

鶴見川流域水害対策計画(末吉橋地点)

鶴見川流域の流域目標流量:2,110m³/s
 河川対策 :1,860m³/s (うち洪水調節施設等 :360m³/s)
 下水道対策 : 30m³/s
 流域対策 : 220m³/s



【流域図のプロットは防災調整池の設置位置を示す(黒:H14以前設置、赤:H15以降設置)】

鶴見川流域では、流域対策として約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備されている。

【鶴見川多目的遊水地(河川対策)】(390万m³)

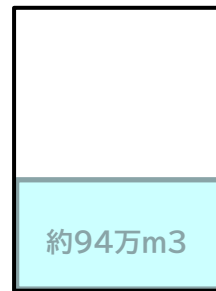


鶴見川多目的遊水地は、平常時には公園等として利用



台風第19号時の貯留状況

<河川対策:多目的遊水地>
 施設容量:390万m³



鶴見川多目的遊水地による貯留

<流域対策>
 施設容量:312万m³
 (令和元年度末)



防災調整池による流域貯留

9) 特定都市河川指定河川事例紹介(寝屋川流域)

- 寝屋川流域では、河川、下水道等が一体となった水害対策を実施しており、下水道増補幹線と連携した地下河川、遊水地、調節池等の貯留施設の整備を推進。
- 平成30年7月豪雨では、浸水被害のあった平成7年7月梅雨前線に伴う豪雨と同等の雨量が観測されたが、河川・下水道の整備等により、**約208.9万m³**の水を貯留し、浸水被害の防止を図ることができた。



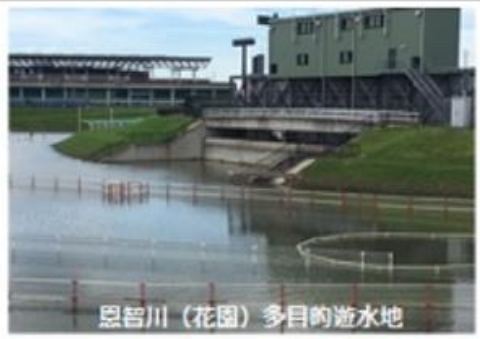
貯留量 約208.9万m³ ※25mプール 約5,800軒分
供用済全貯留量 520万m³

【外水対策】

- ▲: 遊水地 3箇所 約137.9万m³

【内水対策】

- ★: 地下河川 約55万m³
- : 下水道増補幹線 約6.6万m³
- ☆: 調節池 18箇所 約9.4万m³



※本資料の数値等は速報値のため、今後の調査により修正する場合があります。